

## 「五所川原市過疎地域自立促進計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市過疎地域自立促進計画（案）」についての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 意見募集期間

平成22年10月18日から平成22年11月8日まで

#### 2. 募集方法

市のホームページ（<http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp/>）に掲載したほか市総務部企画課、市情報公開コーナーに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は、日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

#### 3. 提出された意見

1人の方から延べ1件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
				1	1

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

○その他

提出された意見	市の考え方
人口減少（過疎）を行政施策で解消、改善できるのか本質、根本議論が必要ではないか。 自主的財源に乏しく国の事業の転載、羅列の感がする。タイトルの過疎自立促進が可能	五所川原市過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。「以下「法」という。」）第1条に規定する、人口減少により、社会経済の活力低下や、生産機能の及び生活環境の整備等が他

提出された意見	市の考え方
<p>か疑問。</p> <p>相変わらずハード（施設等）優先で住民自立意識の参画、活動させるソフト部門の事業が無い。道路が整備されて過疎が止まった事例があるや。</p> <p>地域に人口が定着出来る基本条件は、そこに定着できる所得の有無で決まる。</p> <p>地域内循環での振興、活性化策ではパイが小さ過ぎて限界がある。</p> <p>大都市圏等域外との人、情報交流の施策がない。</p> <p>計画書として現状分析に重きを置きすぎるのでは。これからどうするのか、何をすべきなのか、どんなアイデアがあるのかが求められる。</p>	<p>の地域に比べ低位にある地域において、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などについて対策を実施するために策定しています。この度の法改正により、これまでのハード事業のほか地域医療・交通手段の確保・安全安心な地域社会の実現などの分野でソフト事業の活用が認められたところであり、市では、圏域医療体制を支える医師確保対策事業に重点的に取り組むこととしております。</p> <p>施策推進にあたっては、本計画を含め、五所川原市総合計画の施策体系に沿って地域の自立促進を図るものであり、雇用を含めた産業振興、地域間交流などの施策についても推進していくこととしております。</p> <p>計画書の構成については、法第6条の規定に基づき必要な事項を記載しております。</p>